

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西都市長 押川 修一郎

市町村名 (市町村コード)	西都市 (45208)
地域名 (地域内農業集落名)	東米良地区 (上揚北、上揚南、銀鏡、八重、中尾、尾八重、打越、岩井谷、湯の久保、南尾八重、片内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月13日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 農家の高齢化による担い手ならびに農用地利用の減少が懸念される。
- 水路の老朽化が顕著な箇所では、水路の水漏れや汚泥の堆積により維持管理上の問題が発生している。
- 地区内には、不整形農地(矮小、傾斜地)また一段の農地でないため農業用機械が入らないなど耕作条件が不利な農地が多いことや鳥獣被害も発生していることから営農意欲の低下が懸念される。
- 地籍調査が終わっていないために字図が一致しない。
- 農地への移動距離がかかるために管理が大変である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 新たな担い手の確保を目指す。
- 地域の法人を中心に、ゆずなどの高収益農産物の生産に取り組む。
- 老朽化した農道・水路が深刻化しているため、優先箇所を設定し、整備補修を行う。
- 地域全体で農地の維持管理の負担を軽減し支える農地保全の仕組みを構築する。
- 地籍調査事業を進めてもらい農地の有効活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業等を有効利用し、老朽化した用排水路や農道の整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人等の組織化も視野に地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業ができない高齢者や土地持ち非農家等には、農作業受託組織等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				